

申請者自身について、いずれかに□にチェックしてください。

- 国の肥料価格高騰対策事業（以下「国事業」という。）の参加農業者です。
取組実施者を通じて国事業の事業実施主体である愛知県肥料高騰対策推進協議会へ提出した関係書類、データの共有について承諾します。
- 国事業への申請は行わず、県支援金のみの申請となる者です。

令和5年 月 日

愛知県肥料価格高騰対策支援金申請書兼請求書

愛知県知事 殿

愛知県肥料価格高騰対策支援金交付等要綱（令和4年11月1日付け4農経第763号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて愛知県肥料価格高騰対策支援金を下記により申請します。

記

1 交付要件に該当することの確認及び軽微な修正に関する同意（すべての□にチェックが必要です）

- 県内に居住し、又は事業所を置き、県内で農業を営み、農産物を販売しています。
- 支援対象期間以外のは含まれておらず、支援対象要件である肥料法に定められた肥料であることに間違いありません。
- その他、裏面の誓約・同意事項の内容について、誓約・同意します。

2 申請者情報

		国事業の取組実施者に申請した参加農業者情報*	
		左に同じ	
フリガナ		<input type="checkbox"/>	※
氏名 <small>（法人の場合は法人名及び代表者の職氏名）</small>		<input type="checkbox"/>	※
郵便番号		<input type="checkbox"/>	※
フリガナ			
住所 <small>（法人の場合は事業所所在地）</small>			
連絡先電話番号 <small>（日中連絡可能な番号）</small>		<input type="checkbox"/>	※
メール又はFAX		<input type="checkbox"/>	※

3 支援対象となる当年肥料費（円）

		国事業の取組実施者ごとの申請肥料費	国事業の取組実施者名
当年肥料費 ^{※1}	円		
高騰率 ^{※2}	1.4		
県支援金額 ^{※3} <small>（1円未満切捨て）</small>	円		

※1： 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類（注文票等）と、肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）または支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。
また、国事業について他の取組実施者を通じて申請している場合は、その肥料費も含めた合計額を記載すること。

※2： 農林水産省が実施する「農作物価統計調査」に基づく農作物価指数等により、別途農林水産省農産局長が定めたものを用いる。

※3： 支援金額の算出方法は下記のとおりとする。
県支援金額 = { (当年の肥料費) - (当年の肥料費) ÷ (高騰率) ÷ 0.9 } × 0.15

（裏面へ続く）

裏面「4 誓約・同意事項」、「5 振込先口座情報」、「6 添付書類の確認」を必ず記載のこと。

4 誓約・同意事項（内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。）

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄
<p>1 以下の事項に相違ありません。</p> <p>(1) 農産物の販売を行っていること。</p> <p>(2) 支援対象期間以外のものは含まれておらず、支援対象要件である肥料法に定められた肥料であることに間違いのないこと。</p> <p>(3) 国の事業については、他の取組実施者への申請の有無を確認し、他の取組実施者への申請があった場合は、重複申請がないこと。</p> <p>(4) 当年肥料費は、各種割引等の金額を控除した後のものであること。</p> <p>2 本事業に係る報告や立入調査について、愛知県知事等から求められた場合に応じます。</p> <p>3 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、愛知県知事等から求められた場合は提出します。</p> <p>4 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。</p> <p>(1) 本書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合</p> <p>(2) 本書及びその他の提出書類について、審査の過程における修正指示に回答しない、又は、従わない場合</p> <p>(3) 正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合</p> <p>(4) その他、愛知県から求められた場合</p> <p>5 次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。</p> <p>「個人情報の取扱い」 農林水産省、愛知県、愛知県肥料高騰対策推進協議会、市町村等は、肥料価格高騰対策関係事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。 また、農林水産省、愛知県、愛知県肥料高騰対策推進協議会、市町村等は、本事業の実施に係る説明会や他の補助事業の補助金等交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。</p> <p>(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。</p>	

5 振込先口座情報

- ① 秋用肥料で本事業の支援を受けた方で、振込口座情報が同じ
- ② 秋用肥料で本事業の支援を受けた方で、振込口座情報が異なる
- ③ 秋用肥料で本事業の支援を受けていない方

←①から③のいずれかを記入

※ ①の方は、通帳の写しの貼付は不要、②及び③の方は、通帳の写しを必ず貼付してください。

の り し ろ

- ※ 「金融機関名・支店名」「口座名義（フリガナ）」「口座種別」「口座番号」が確認できる部分を貼付してください。（金融機関によって、表紙の裏面見開きページのみで済む場合と表紙ページも併せて必要な場合がありますので注意してください。）
- ※ ネットバンキングの場合は、上記内容が確認できる画面の写し。
- ※ 個人の申請の場合は、「2 申請者情報」と「口座名義（フリガナ）」は一致していなければいけません。法人の申請の場合は、法人名義の振込口座としてください。
- ※ 貼付が困難な場合は、本申請書に左肩止めでホチキス止めで提出してください。

6 添付資料（以下の該当の□にチェックを入れること）

- 国事業において参加農業者として申請を行っている者
 - 当年肥料費について、国事業の申請内容と同じ場合
→添付資料なし（国事業の提出資料と共有）
 - 当年肥料費について、国事業の申請内容と異なる場合
→異なる部分の所要額の算出根拠となる証拠書類（様式第1号別添4）
国事業の申請内容との重複部分については添付資料なし（国事業の提出資料と共有）
- 県支援金のみを申請する者（国事業に申請を行っていない者）
 - 化学肥料低減計画書（様式第1号別添1）
 - 本人確認書類（免許証の写し等。法人の場合は、登記事項証明書等）（様式第1号別添2）
 - 販売農家確認書類（直近の確定申告書、決算書等）（様式第1号別添3）
 - 所要額の算出根拠となる証拠書類・肥料法に基づく肥料であることの証拠書類（様式第1号別添4）
 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月から令和5年5月までに発注したことを証明する書類（注文票等）と、肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）又は支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。
 - その他、知事が必要と認める書類